

多機能型事業所「クローバータウン」重要事項説明書

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会
所 在 地	広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀 2 8 0 2 番地 5
電 話 番 号	0 8 2 6 - 3 2 - 2 2 2 6
代 表 者 氏 名	会長 藤井 幸穂
設 立 年 月 日	平成 1 6 年 1 0 月 1 日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	安芸太田町社協多機能型事業所「クローバータウン」
(事 業 所 番 号)	3 4 1 3 5 0 0 0 4 6
事 業 の 種 類	生活介護 平成 2 6 年 4 月 1 日 指定 就労継続支援 B 型 平成 1 9 年 4 月 1 日 指定
事 業 所 の 所 在 地	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀 3 6 6 番地 1
連 絡 先	電話 0826-22-2190 F A X 0826-22-2190
管 理 者 氏 名	佐々木 育子
サービス管理責任者	佐々木 育子
主 た る 対 象 者	特定無し
定 員	生活介護 6 名 就労継続支援 B 型 14 名
事 業 の 実 施 地 域	安芸太田町の区域
目 的	指定障害福祉サービス事業の生活介護及び就労継続支援事業 B 型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場を考慮した適切かつ円滑な生活介護及び就労継続支援 B 型の提供を確保することを目的とする。
運 営 方 針	生活介護事業の実施にあたって事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。 就労継続支援 B 型事業の実施にあたって事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。

3. 営業時間

1) 主たる事業所

営業日	月曜日から金曜日とする。また、土～月と3連休になる場合は土、月のどちらかを開所することがある。 但し、祝祭日及び12月29日から1月3日は休業
営業時間	8:00～17:00 24時間 電話連絡可能な体制
サービス提供時間	9:00～16:00

4. 事業に対する職員体制

	職種	員数	常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
生活介護	管理者	1		1		
就労継続支援B型						
生活介護	サービス管理 責任者	1		1		
就労継続支援B型						
生活介護	医師	1			1	
	看護師	1			1	
	生活支援員	3	1		2	
就労継続支援B型	生活支援員	1	1			
	職業指導員	1	1			
	目標工賃達成指導員	1	1			

5. 各職種の勤務体系

1. 管理者	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
2. サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
3. 職業指導員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
4. 生活支援員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
5. 非常勤生活支援員等	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）

6. サービスに係る施設の概要

1) 主たる事業所

土地（町所有）	1,494.70㎡
建物	木造かわらぶき平屋建
・構造	
敷地面積	179.28㎡
床面積	173.65㎡ 1階

7. 主な設備の概要

1) 主たる事業所

部屋数	備 考
作業室 3 事務所 相談室 和室 配膳室 トイレ 2 多目的トイレ 1 職員トイレ	生活介護室 1（サロン等）、就労作業室 2 相談室も併設 事務所内 静養 調理場 男性用 1 女性用 1 車イス対応 男女共同

8. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画	サービス管理責任者が法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、支援計画の作成、モニタリングを定期的を実施し、利用者の同意をいただきます。全てのサービスは個別支援計画に基づいて行われます。
健康管理	日常生活上必要な健康観察を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて、健康保持のための適切な支援を行います。
介 護	適切な技術を持って、利用者の心身の状態に応じて自立の支援や日常生活の充実の為の支援を行います。 排泄や食事の自立に必要な支援や衣類の着脱、整容などの日常に必要な支援を適切に行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状態を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。 ① 美術活動 ② 生活に潤いをもたらす活動

生産活動	生産活動を提供します。 ① 自動車部品等の組み立て ② 医療機器などの組み立て ③ 手芸用品等の製品作り ④ 公共施設等の清掃作業 <工賃の支払い> 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動の等の支援	ハローワークや関係機関等と連携を図りながら職場実習の実施や、求職活動の支援、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度とし同意の上で支援を行います。
送迎サービス	希望により送迎を行います。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供を行います。食事は、外注の弁当を注文して本人負担とし、弁当は、個人の嗜好と栄養に十分配慮いたします。	実費
創作的活動及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上で、必要となる経費について自己負担額が適当であるものは、その費用を徴収いたします。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	費用の中で自己負担が適当であるものについては、その費用を徴収いたします。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活上の購入代金や費用については、その費用を徴収いたします。 ① 日用品 ② 保健衛生費 ③ 教育娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等。利用者または家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行いたします。	実費 代行料なし
その他	サービス提供記録等の複写代証明書諸書類の発行代	無料

(3) サービスの概要

すべてのサービスは、個別支援計画に基づいて行われます。事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。

なお、個別支援計画は利用者に交付いたします。

9. 利用料金

- (1) 上記のサービス利用に対して、代理受領する場合は、法第29条第3項に規定する政令で定める額（政令で定める額よりもサービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）を利用者は自己負担分として事業者にお支払いいただきます。

定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。（障害福祉サービス受給者証をご確認ください。）

- (2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

前記、サービス提供の内容及び介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の項目を参照ください。

- (3) 法改正などにより利用料に変更が有る場合は、変更後の利用料金を適用します。

- (4) 利用料金の支払い方法

利用料金のお支払いは、原則金融機関からの口座引き落としです。金融機関は、広島市農業協同組合の各支店、各郵貯銀行です。引き落としは、1ヶ月ごとに計算し、月末締めで翌月15日に引き落としいたします。

10. その他留意事項

自然災害の発生が多い地域です。風水害や降雪、道路事情などにより休業する場合がありますので、ご理解ください。

11. 利用者の記録や情報管理・開示について

事業所では、関係法令及び安芸太田町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて開示します。

但し、サービス提供を行う上での他の事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関から情報提供を要請された場合は、「個人情報使用同意書」に基づいて情報提供を行います。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその発生を予防するための次の措置を講ずるものとします。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を行います。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直します。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1 3. 緊急時の対応

利用者の病状急変時の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医	医療機関名	
	診療科	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 ①	住所	
	電話番号	
	氏名	
	続柄	
緊急連絡先 ②	住所	
	電話番号	
	氏名	
	続柄	

1 4. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 險 会 社	あいおい損保株式会社
保 險 名	社会福祉施設総合保険
補 償 概 要	対人対物補償・経済的損害補償等

1 5. 相談窓口及び苦情等の受付について

提供したサービス内容に関する利用者からの苦情や人権の擁護・虐待の防止に対し迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善処理、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他の必要な措置を講じます。

苦情解決については別紙のとおりです。

利用者様相談コーナー 電話番号 0 8 2 6 - 2 2 - 2 1 9 0
F A X 0 8 2 6 - 2 2 - 2 1 9 0
面 接 安芸太田町社協多機能型事業所「クローバータウン」
苦情解決責任者（社協事務局長） 児玉 斉
0 8 2 6 - 3 2 - 2 2 2 6
苦情受付担当者（介護サービス課長） 蛸瀬千代子
0 8 2 6 - 2 8 - 1 5 0 5
苦情受付担当者（クローバー管理者） 佐々木育子
0 8 2 6 - 2 2 - 2 1 9 0
虐待防止責任者（介護サービス課長） 蛸瀬千代子
0 8 2 6 - 2 8 - 1 5 0 5

公的機関	安芸太田町役場 健康福祉課
電話番号	0 8 2 6 - 2 5 - 0 2 5 0
面 接	安芸太田町大字下殿河内 2 3 6 番地
	広島県社会福祉協議会運営適正化委員会
電話番号	0 8 2 - 2 5 4 - 3 4 1 9
F A X	0 8 2 - 5 6 9 - 6 1 6 1
面 接	広島市南区比治山本町 1 2 - 2

1 6 . 協力医療機関

医 療 機 関 の 名 称	安芸太田病院
所 在 地	安芸太田町大字下殿河内 2 3 6 番地
電 話 番 号	0 8 2 6 - 2 2 - 2 2 9 9
診 療 科	精神科・内科・外科・整形外科・皮膚科・眼科等

1 7 . 非常災害時の対応

非 常 時 の 対 応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
通 常 訓 練	消防計画に基づき年 2 回、避難・防災訓練を利用者の参加のもとに実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機 有 誘導灯 有 ガス漏れ警報機 有 消火器 有 防災カーテン 有 避難梯子 有 (その他避難誘導機器)
防 火 管 理 者	橋本 竜
保 険 加 入	火災共済（安芸太田町）

1 8 . 利用に係る留意事項

設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備・器具は、用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
喫 煙	施設内は全面禁煙です。 屋外の指定の場所で喫煙ください。
貴 重 品 の 管 理	利用者の貴重品についての一切の責任は、自己負担とします。 自己管理できない場合は、持ち込まないでください。
宗 教 活 動 政 治 活 動 営 利 活 動	施設内での一切の活動はご遠慮ください。